

(意見書案第3号)

道立阿寒湖畔診療所の常勤医師の確保を求める意見書

本年4月より、道立阿寒湖畔診療所において常勤医師が不在となり、現在、週3日半日ずつの、代替医師による診療へと、診療体制が大幅に縮小された。しかし、この診療体制についても、今後の見通しははっきりせず、地域住民の間に不安が広がっている。

常勤医師が不在となったことで、阿寒湖畔診療所の受診者数は大きく減り、多くの住民が40キロ以上離れた市立阿寒病院や、さらに離れた旧釧路市内の医療機関を頼らざるを得ない状況となった。これでは、1,600人あまりの阿寒湖温泉地区の住民の命と健康を守ることはできない。

しかも、阿寒湖温泉地区は観光業を主たる産業とする地域であり、年間150万人に及ぶ観光客の治療などにも不安があり、地域経済にも大きな影響を与えかねない。

よって、北海道においては、地域住民の不安を一刻も早く解消するため、道立阿寒湖畔診療所の常勤医師を早急に確保、配置するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月22日

釧路市議会

北海道知事 宛